

構造改革特別区域における保税蔵置場の許可に係る場所的要件の特例について

- 1 . 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）附則第 3 条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）2.(6)）に基づき、地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特区内に所在する施設で、その所在地を所轄する税関官署からの路程がおおむね 100 キロメートル以内の場所にあるものについての保税蔵置場の許可に係る関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）43 - 1(2)に規定する場所的要件の審査に当たっては、同号イ及びロの規定にかかわらず、当該場所的要件を充足するものとして取り扱うこととしたので、了知ありたい。
- 2 . 前項の特例を受ける事業の名称は、「距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」である。